

脳死判定及び臓器提供目的の転院搬送に関する説明書

患者 様

この度、ご本人の病状が脳死とされうる状態である可能性が高いことが確認されています。今後、脳死下での臓器提供をご希望される場合、法律に基づいた手順で実施される『法的脳死判定』を2回、行う必要があります。この2回の判定にて脳死状態であることが確認された場合、脳死下での臓器提供を行うことができます。

この『法的脳死判定』を行うにあたり、十分な体制のある施設に転院をすべきとの判断にいたりました。そこで施設を移動するにあたり、転送の必要性と危険性ならびに転院後に起こりうる状況についてご説明いたします。この説明書をよくお読みいただき、記載内容に了解された場合は、同意書に署名をお願いいたします。また、不安や疑問がございましたら、いつでも担当医ならびに臓器移植コーディネーターにご相談ください。

1. 容体急変の可能性、医学的処置とその限界について

転院するにあたり、移送に耐えうる容体であることを入院施設ならびに転院先施設の医療従事者間で確認しておりますが、非常に不安定な容体であることには変わりなく、搬送中にご本人の容体が急変する可能性があります。搬送中にご本人の容体が急変した場合、同行している医師ならびに医療従事者にて緊急の医学的処置が行われます。医療従事者は最善の処置を行います、それにも関わらず心停止等、状態の悪化を生じる可能性もあることをご了承ください。

2. 臓器提供が行えない可能性について

搬送後に医学的な理由等で臓器提供が行えない可能性があります。

- 1) 法的脳死判定に耐えられる全身状態ではない
- 2) 新たな感染症など臓器提供の禁忌となる病状が明らかになる
- 3) 臓器不全が進み、臓器提供の適応除外となる 等

3. 搬送方法と手段について

転院するにあたり、搬送の方法と手段は、医療チーム間で事前に十分に検討し、最も安全であると判断された方法で行います。また、搬送中に起こり得る事象への診療は、搬送に同行している医療従事者が行います。

4. 脳死下での臓器提供を行わない場合の治療について

搬送後に、『法的脳死判定』で脳死と診断されなかった場合、脳死下での臓器提供を行うことができません。その際、ご家族のご要望があれば心停止後の臓器提供となる可能性があります。

※心停止後の臓器提供の詳細につきましては、臓器移植コーディネーターから情報提供させていただきます。

脳死判定目的の転院搬送に関する同意書

脳死判定を目的とした転送を行うにあたり、下記の項目について医療者より十分な説明を受け、十分に内容を理解したうえで脳死判定目的の転送に同意いたします。

- 臓器提供に対する本人の拒否の意思表示がなく、家族が提供を希望していること
- 搬送中に患者の容体が急変する可能性があること
- 搬送中に患者の容体が急変した場合、医学的処置が行われる可能性があること
- 転送に伴う搬送方法と手段は事前に医療チーム間で決定し、最も安全な方法で行うこと
- 転送中の診療は、搬送に同行している医療従事者（もしくは搬送チーム）が行うこと
- 搬送後に医学的な理由等で臓器提供が行えない可能性があること
- 搬送後に脳死下臓器提供から心停止後臓器提供へ変更となる可能性もあること

年 月 日

患者氏名

代諾者 氏名

転送を受ける者との続柄 ()

説明者

同席者
